

■基本目標Ⅳ 女性の人権と健康に配慮した社会づくり

重点目標1

女性に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなど女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであるとの認識を広め、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会を目指します。

重点目標2

生涯を通じた女性の健康支援

男性も女性も各人が互いに身体的特質を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手を思いやって生きる意識の醸成を目指します。特に女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があります。

重点目標1

女性に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

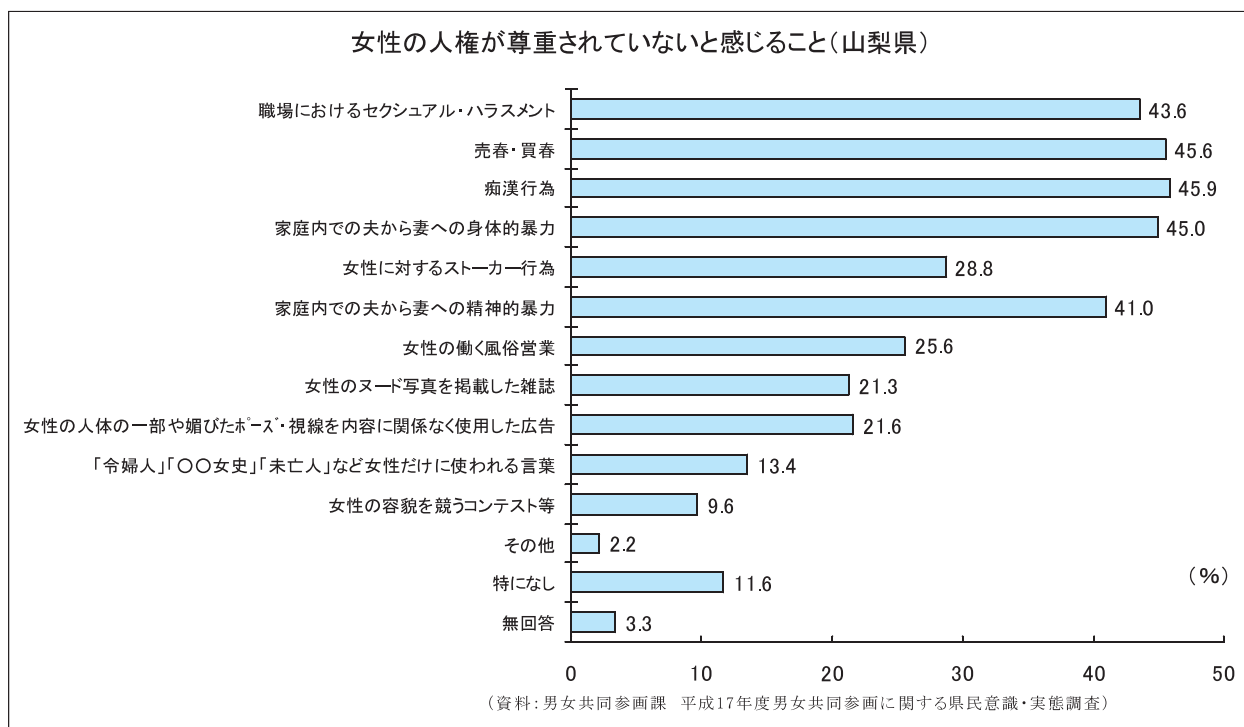
暴力は、その対象者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。中でも、配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどの女性に対する暴力は、人権尊重の基本理念を踏みにじり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

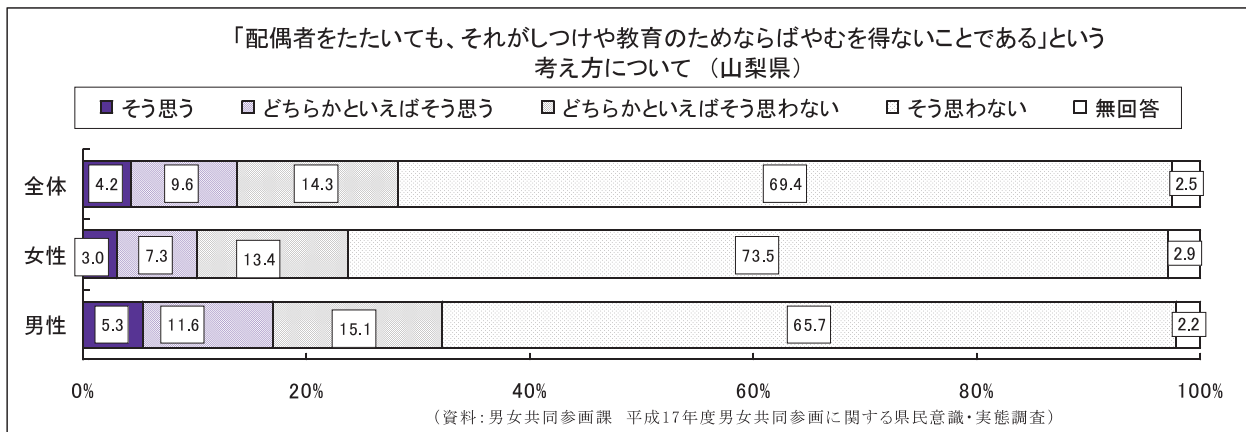
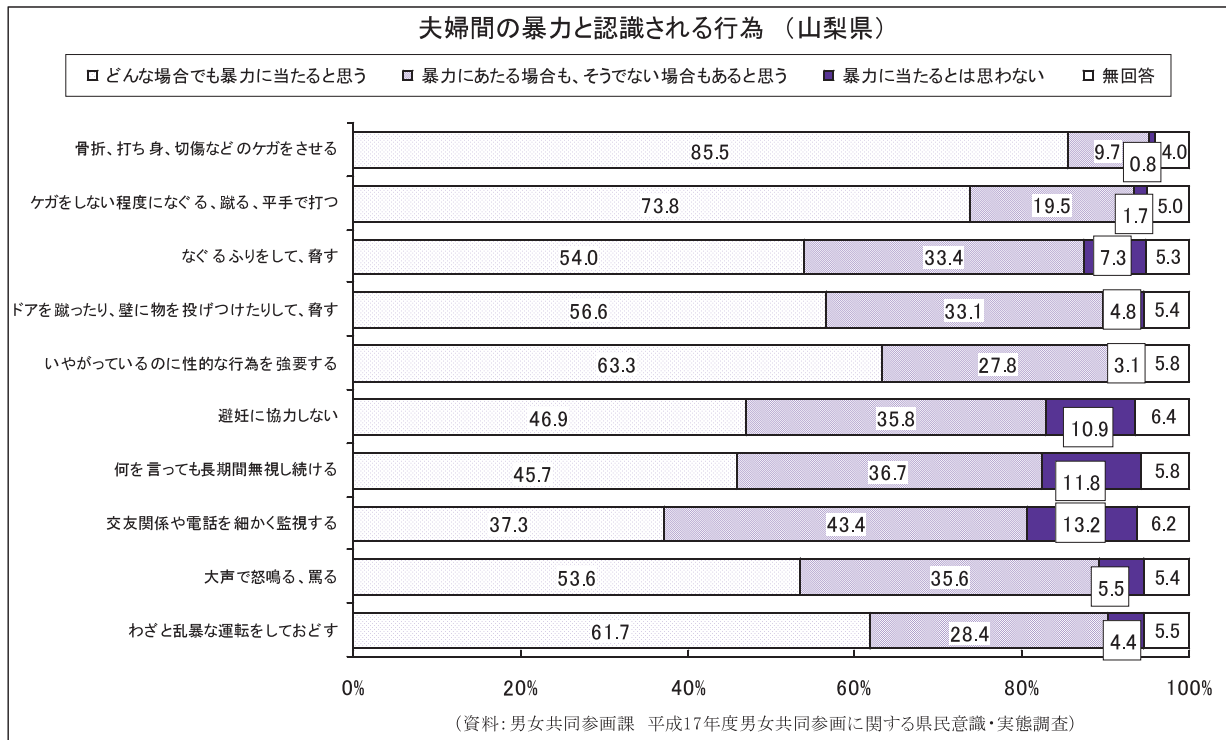
女性に対する暴力は、男女の固定的な役割分担や、経済的な格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題です。

県民意識・実態調査によると、現在配偶者がいる人及び過去に配偶者がいた人に配偶者からの暴力の実態等について質問したところ、女性の30.7%に被害経験がありました。また、配偶者からの暴力により命の危険を感じたことがある女性が6.5%、配偶者からの暴力によりケガをして医師の治療を受けたことがある女性が3.9%いました。

さらに、「配偶者をたたいても、それがしつけや教育のためならばやむを得ないことである」と考える人の割合が13.8%あり、国の調査結果である4.4%を上回り、本県は暴力の認識が低い傾向がうかがえます。また、「交友関係や電話を細かく監視する」「何をいっても長期間無視し続ける」「避妊に協力しない」などの精神的暴力や性的暴力については、男女とも1割の人が「暴力に当たると思わない」と回答するなど、身体的暴力に関する認識に比べ低い結果となっています。

女性に対する暴力が根絶され、女性が一人の人間として尊重され、性差別や暴力を許さない社会の形成に向け、広報啓発活動の一層の推進、加害者の暴力に対しての厳正な対応の強化、被害女性への支援体制などを整備する必要があります。





施策の方向

(1) 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ①女性に対する暴力を許さない社会意識の醸成のため、啓発活動を行います。
(男女共同参画課)
- ②厳正かつ適正な対処を推進します。
(警察本部)
- ③安全・安心なまちづくりを推進し、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境をつくりまします。
(県民生活課、警察本部)
- ④人権教育、男女平等教育の充実に努めます。(県民生活課、義務教育課、高校教育課)

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ①関係機関や民間団体等との連携により、被害者の発見、保護、自立支援を適切に行います。
(県民生活課、男女共同参画課、児童家庭課、医務課、警察本部)

- ②配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者の人権に配慮した相談対応を行います。
(男女共同参画課、児童家庭課)
- ③被害者の立場に立った厳正かつ適切な措置を講じます。(警察本部)
- ④職務関係者に対する研修を行います。(男女共同参画課、児童家庭課、警察本部)
- (3) 性犯罪被害者への支援と潜在化の防止
- ①性犯罪に対する取締の強化と防止に向けた啓発を行います。(警察本部)
- ②被害者が相談しやすい窓口として開設した「性暴力110番」について周知を図ります。(警察本部)
- ③性犯罪捜査員を育成するとともに、捜査能力の向上とカウンセリング技術の向上を図ります。(警察本部)
- (4) 売買春への対策の推進
- ①売買春に対する取締の強化と青少年非行防止活動等啓発を行います。(警察本部)
- ②児童買春事犯等の取締を徹底するとともに、被害児童の適切な立ち直り支援に努めます。(警察本部)
- ③要保護女子の転落未然防止、一時保護、自立更生指導を行います。(児童家庭課)
- (5) 人身取引への対策の推進
- ①関係機関の連携に基づく被害者の保護及び援助を行います。(児童家庭課)
- ②トラフィッキング事犯(人身取引)の取締を推進します。(警察本部)
- (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- ①企業におけるセクシュアル・ハラスメント防止について周知・啓発を行います。
(労政雇用課)
- ②県の職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進します。(人事課)
- ③学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進します。
(義務教育課、高校教育課、私学文書課)
- (7) ストーカー行為等への対策の推進
- ①ストーカー規制法に基づき、ストーカー行為に厳正に対処します。(警察本部)
- ②ストーカー被害者の相談受理・対応体制を充実強化します。(警察本部)

数値目標

- ◆女性の人権についての認識率(夫婦間における「ケガをしない程度になぐる蹴る、平手で打つ」行為について、暴力と認識する人の割合)
H23年度末 100% (H17年度 77.7% 無回答者除く)

重点目標2

生涯を通じた女性の健康支援

現状と課題

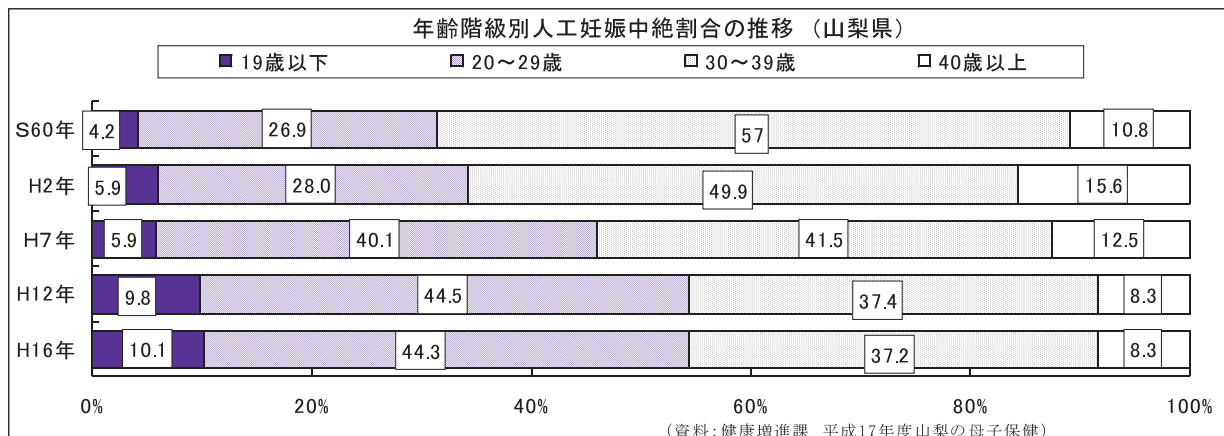
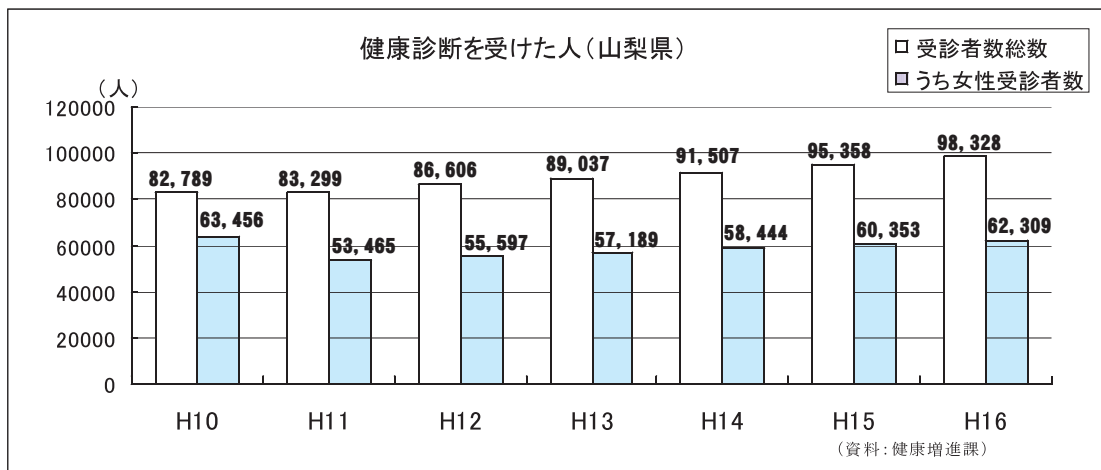
男女とも生涯を通じていきいきと楽しく暮らしていくためには、心身ともに健康を維持することが大切です。また、互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。

男女の健康づくりを総合的に支援する中で、特に、妊娠や出産の可能性のある女性は、ライフサイクルを通じて、男性と異なる健康上の問題に直面することを男女ともに留意する必要があります。このため、女性がいつでも気軽に健康に関して相談できる体制や、安心して出産できるための保健・医療環境、性差に配慮した医療環境を整えていくことが必要です。

また、性と生殖に関しては発達段階に応じて男女とも正確な知識を持ち、自ら健康管理することが大切です。性と生殖の健康・権利の概念等に配慮しつつ、学習機会や情報の提供、相談体制の充実を図ることなどにより、社会全体で個人の健康づくりの取組を支援していくことが必要です。

※「性と生殖の健康・権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

平成6年(1994年)カイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の一つとして認識されている。生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産や子どもが健康に生まれ育つこと、さらに思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、生涯にわたる性と生殖に関する幅広い課題を対象としている。



施策の方向

(1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進

- ①健康教育、健康相談等を推進するとともに、乳ガン、子宮ガンをはじめとする女性特有の病気についての知識の普及啓発を図ります。(健康増進課)
- ②女性の生涯にわたるスポーツ活動を推進します。(スポーツ健康課)
- ③県立中央病院の女性専門外来において、性差に配慮した医療を推進します。(医務課)

(2) 妊娠・出産期における女性の健康支援

- ①不妊治療に関する情報の提供や悩みなどの相談に応じ、不安等の解消に努めるとともに、不妊治療への取組を支援します。(健康増進課)
- ②妊娠、出産の安全性や利便性を確保しうる周産期医療提供体制を構築します。(医務課)

(3) 生涯を通じた健康づくりの情報や学習機会の提供

- ①性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の概念等に配慮しつつ、女性の生涯を通じた健康づくりの情報や学習機会を提供します。(男女共同参画課、健康増進課)
- ②保健学習の中で、学習指導要領に基づき児童生徒の発達段階に応じた性教育を実施します。(スポーツ健康課)

(4) エイズ、性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒等に関する適切な教育及び啓発活動の充実

- ①HIV/エイズ、性感染症についての正しい知識の普及啓発を行います。(健康増進課、スポーツ健康課)
- ②薬物乱用防止のための広報・啓発活動及び薬物事犯の取締を行います。(衛生薬務課、警察本部)
- ③喫煙・飲酒の健康被害に関する正確な情報を提供します。(健康増進課)

数値目標

◆乳ガン検診(40歳以上)受診者数

H23年度 43,000人 (H17年度 36,662人)

◆子宮ガン検診受診者数

H23年度 36,400人 (H17年度 34,194人)